

令和8年度第1回（4月）幸田町教育委員会定例会 会議録

開会日時 令和8年4月2日（木） 午前9時12分
閉会日時 令和8年4月2日（木） 午前11時00分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 池田和博
委 員 穂吉沙織
委 員 佐野康晴
委 員 尾崎和久

説明のため出席した職員

教育部長 山本晴彦、次長兼文化スポーツ課長 夏目守雄、
学校教育課長 本田和広、学校教育課学校指導担当課長 矢野功一、
学校教育課指導主事 鈴木圭太、同 小野良琢也、同 鈴木哲也

会議録作成職員

学校教育課主任主査 足立梢

議事事項

- 第1号 令和8年度通学路の設定について
第2号 令和8年度学校運営協議会委員の任命について
第3号 令和8年度地域学校協働活動推進員の委嘱について
第4号 幸田町民会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

（議事の要旨等）

■第1号議案

令和8年度通学路の設定について

学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

佐野委員 深溝地区の通学路について、歩道のない山側ルートが指定されている。トライアル付近の新興住宅地からは南部中方面へ歩道を通った方が安全ではないか。地図上部が切れており、どの班に属するか不明。

担当課長 ご指摘のルートについては交通量が多く安全とは言い切れ

ないが、地域の目が届く現行通学路を適切と判断。地図上部の区域は集合場所までで、それ以降は個別ルート。

穂吉委員 中学生の自転車通学ルールについて今年度どのように指導されるか。

鈴木圭指導主事 交通安全教室や警察署確認を通じて各学校で周知。歩道通行可否を整理し伝達する。

穂吉委員 入学式直後からの自転車通学に向け、早急に情報提供を。
教育長 中学生は道路交通法改正の対象外。通学路として学校が提案し教育委員会が認めたルートは歩道通行可。今後も学校と連携し段階的に周知。交通安全は最重要事項。

穂吉委員 交通安全指導は専門担当者による体制整備を要望。
教育長 学校へ連絡し、必要な場面で専門的指導を行えるよう調整。
教育長 第1号議案「令和8年度通学路の設定について」の採決
(挙手を求める)

委員 挙手(全員)
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第2号議案

令和8年度学校運営協議会委員の任命について
学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可
(質疑なし)

教育長 第2号議案「令和8年度学校運営協議会委員の任命について」の採決(挙手を求める)

委員 挙手(全員)
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第3号議案

令和8年度地域学校協働活動推進委員の委嘱について
次長兼文化スポーツ課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

尾崎委員 推進員は1名とのこと。学校ごとの構成はどのようになっているか。

次長兼文化スポーツ課長 本来は各小中学校に1名ずつ配置することが望ましいが、現在は中央小学校のみ。推進員不在の学校は教頭が地域調整を担当。

教育長	制度上は推奨で必須ではないが、地域と学校をつなぐ重要な役割を担う。
教育部長	社会教育法第9条の7第6項に基づき、推奨で強制ではないことを確認。
佐野委員	年度途中からの任命は可能か。
次長兼文化スポーツ課長	可能。任期は年度末まで。
尾崎委員	地域事情を踏まえ区長会の協力が必要。制度周知を。
穂吉委員	最低でも半数の学校で選出されるよう積極的な働きかけを要望。
次長兼文化スポーツ課長	制度周知・推進員配置の努力を継続。
教育長	第3号議案「令和8年度地域学校協働活動推進委員の委嘱について」の採決（挙手を求める。）
委員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■第4号議案

幸田町民会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について	
学校教育課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可 (質疑なし)
教育長	第4号議案「幸田町民会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」の採決（挙手を求める）
委員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年5月7日

教育長 池田 和博

委員 穂吉 沙織

会議録作成職員

学校教育課 主任主査 足立 梢